

雇均在発0628第2号
令和6年6月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局
在宅労働課長
(公印省略)

家内労働における「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた対応について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日)及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日、以下「工程表」という。)がデジタル臨時行政調査会において決定され、家内労働における法令についてもその対象とされている。

今般、工程表に掲載されているもののうち、定期点検・点検規制についての家内労働におけるデジタル対応について下記のとおり整理したので、了知されるとともに関係委託者等に対する周知等に努められたい。

記

1 基本的考え方

近年のデジタル技術の進展によって、高精細カメラ等で遠隔地から詳細に作業場所を視認し記録すること等が可能になっている。一方、嗅覚や触覚に関すること等、現在のデジタル技術では必ずしも十分に対応できない点も見られており、家内労働におけるデジタル技術の活用にあたっては、こうしたデジタル技術の優位点や限界を踏まえて対応していくことが必要である。

また、これまで目視による点検等を通じて確保してきた家内労働における安全衛生水準が、デジタル技術の活用によって低下することはあってはならず、デジタル技術の活用は、法令で定める各種措置の趣旨目的に照らし、当該措置が的確に実施可能と考えられる場合に行うことが適当である。

2 定期検査・点検規制

家内労働法施行規則(昭和45年労働省令第23号)第14条第3項及び別表第一「プレ

ス機械又はシヤー」の第3号に基づく定期自主点検においては、点検項目のうち、損傷、摩耗、部材の状態等を目視や測定等により確認するものについては、当該点検の趣旨目的に照らし、各種センサーや高精細カメラ等のデジタル技術により、従前の目視や測定等と同等以上の精度で適否を確認できる場合は、当該項目の点検を適正に行ったと認められること。

以上